

島ノ本	25号点	24号点から277度30分129メートルの地点
	26号点	25号点から312度30分63メートルの地点
	27号点	御所浦町字島ノ本6349番地の地先に設置した標柱
	イ点	1号点から241度00分88メートルの地点
	ロ点	2号点から231度00分86メートルの地点
	ハ点	3号点から265度00分72メートルの地点
	ニ点	4号点から303度00分93メートルの地点
	ホ点	5号点から335度00分104メートルの地点
	ヘ点	6号点から304度30分71メートルの地点
	ト点	7号点から319度30分70メートルの地点
	チ点	8号点から349度30分81メートルの地点
	リ点	9号点から46度30分73メートルの地点
	ヌ点	10号点から106度00分56メートルの地点
	ル点	11号点から130度00分44メートルの地点
	ヲ点	12号点から95度30分50メートルの地点
	ワ点	13号点から87度00分50メートルの地点
	カ点	14号点から77度30分85メートルの地点
	コ点	16号点から82度30分55メートルの地点
	タ点	17号点から63度30分45メートルの地点
	レ点	18号点から81度00分49メートルの地点
	ソ点	19号点から88度00分47メートルの地点
	ツ点	20号点から24度30分51メートルの地点
	ネ点	22号点から303度00分45メートルの地点
	ナ点	23号点から338度30分69メートルの地点
	ラ点	24号点から4度00分64メートルの地点
	ム点	26号点から71度30分53メートルの地点
	ウ点	27号点から87度00分54メートルの地点

熊本県告示第1145号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定に基づき、漁港海岸区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者の長である御所浦町長が管理することが適当であると認め、熊本県知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

平成16年11月24日

熊本県知事 潮谷 義子

沿 岸 の 区 域				指 定 区 域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	
八代海	大浦元浦漁港		ナコシロ島ノ本	平成16年11月24日熊本県告示第1144号により海岸保全区域として指定した天草郡御所浦町字ナコシロ、島ノ本地先の大浦元浦漁港海岸保全区域のうち大浦元浦漁港区域に接する区域

熊本県告示第1146号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により公有水面埋立ての出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年11月24日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 出願者の住所及び名称
天草郡五和町大字御領 2943 番地 御領漁港管理者 五和町
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
天草郡五和町大字御領字濱田 7775 の 1、7767 の 19 及びこれらの区域に介在する無番地（道路）並びに 7775 の 1 及び 7775 の 2 に隣接する無番地（堤）地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から⑨の地点までを順次直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ平成 16 年春分の日満潮位（DL + 3.75 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	天草郡五和町大字御領字濱田 7775 の 1 地内 地籍図根多角点 SS11-9（北緯 32 度 31 分 09.70355 秒、東経 130 度 11 分 38.78177 秒）から 234 度 10 分 27 秒 27.701 メートルの地点	
②の地点	①の地点から 129 度 14 分 59 秒	46.946 メートルの地点
③の地点	②の地点から 39 度 14 分 24 秒	3.100 メートルの地点
④の地点	③の地点から 129 度 14 分 58 秒	30.402 メートルの地点
⑤の地点	④の地点から 219 度 15 分 58 秒	3.100 メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から 129 度 14 分 53 秒	4.000 メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から 87 度 14 分 55 秒	4.000 メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から 177 度 12 分 04 秒	0.225 メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から 87 度 15 分 05 秒	52.905 メートルの地点
 - (3) 面積
4,247.98 平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
天草郡五和町大字御領字濱田 7775 の 1、7767 の 19 及びこれらの区域に介在する無番地（道路）並びに 7775 の 1 及び 7775 の 2 に隣接する無番地（堤）地内及び地先公有水面
 - (2) 区域
次のイの地点からチの地点までを順次直線で結んだ線及びチの地点とイの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点	天草郡五和町大字御領字濱田 7775 の 1 地籍図根多角点 SS11-9（北緯 32 度 31 分 09.70355 秒、東経 130 度 11 分 38.78177 秒）から 232 度 19 分 11 秒 78.804 メートルの地点	
口の地点	イの地点から 129 度 15 分 08 秒	111.225 メートルの地点
ハの地点	口の地点から 87 度 15 分 05 秒	92.064 メートルの地点
ニの地点	ハの地点から 344 度 17 分 43 秒	103.539 メートルの地点
ホの地点	ニの地点から 267 度 16 分 44 秒	57.081 メートルの地点
ヘの地点	ホの地点から 317 度 34 分 08 秒	8.424 メートルの地点
トの地点	ヘの地点から 287 度 49 分 26 秒	25.914 メートルの地点
チの地点	トの地点から 278 度 38 分 48 秒	23.001 メートルの地点
 - (3) 面積
13,939.49 平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の縦覧場所
熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに五和町土木水産課
- 6 縦覧期間
告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 1147 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、岱明町下河原土地区画整理事業施行地区内の計画道路のうち、次の道路を指定する。

なお、その関係図書は熊本県土木部建築課及び玉名地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 11 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による指定道路

道 路 種 別	幅員	延 長	起 点	終 点
〈都市計画道路〉				
下河原・尾崎線	16m	330.0m	岱明町大字野口下河原地先	岱明町大字野口深田地先
小計		330.0m		